

令和 7 年 度			審 査	
除雪機械（8 t 級スノーローダ）賃貸借			設 計 書	
工 事 番 号			納 入 場 所	
R 7 阿建雪リ第 1－0 0 1 号			東 蒲 原 郡 阿 賀 町 津 川 地内	
		実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額		月 額 円	円	
契 約 額 (内消費税額)		円 (円)	円 (円)	
納 期 ・ 履 行 日 数		初年度納期 令和8年2月27日 賃貸借期間 納入のあった月の翌月1日から60箇月	日間（付与日数 日間） 完成期限 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	除雪機械賃貸借 8 t 級 1 台 (月額) ※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約（5箇年） ※契約条件及び仕様は、添付する契約書(案)のとおり		変 更 設計概要	

内 訳 書

品 名 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
除雪機械賃貸借					
スノーローダ（8 t 級）	1.0	台・月額			賃借料(1ヶ月) + 補償料(30日) 見積
・ 1 名乗りキャブ					
・ 1.3m3バケット					
・ 振動抑制装置					
・ 作業灯					
・ 黄色回転灯					
・ 熱線ガラス又はエアコン					
・ 運行記録計					
・ 除雪車表示プレート					
賃貸借価格（月額）					
消費税相当額	10.0	%			
賃貸借料 計（月額）					a
（参考）					
賃貸借料 年額	1.0	年/4月			b（a×4月）（各年度12月～3月）
賃貸借料 5 年総額	1.0	台/5年			c（b×5年）

除雪機械（８ｔ級スノーローダ） 賃貸借長期継続契約 仕様書

１．総則

この仕様書は、契約条項に定めるもののほか、本契約により賃貸借する除雪車両（以下「車両」という。）の賃貸借契約の仕様その他条件を定めるものとする。

車両は、新規に製造及び登録されたものとし、通常の使用に耐えうる十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

２．車両内訳

（単位：円）

配置 地区	車両名称	登録番号	規格	仕様等	賃貸借料 （月 額）	台数
津川	スノーローダ （特定特殊自動車排出 ガス基準適合車）		８ｔ級	・１名乗りキャブ ・１.３ｍ^３バケット ・振動抑制装置 ・作業灯 ・黄色回転灯 ・熱線ガラス又はエアコン ・運行記録計 ・除雪車表示プレート		１台
	計					１台

※１ 上記金額は、消費税相当額（１０％）を含む１か月あたりの全車両の賃貸借料である。

※２ 上表において合致しない仕様があるときは、同等品以上のものをもって代えることができる。

３．車両の引き渡し、引き取り等

- １）貸渡人は、各年度の１１月２５日までに、借受人が指定する場所へ、当該車両を搬入するものとし、借受人は、当該車両の引き渡しを受けたときは、速やかに搬入を確認するものとする。
- ２）貸渡人は、各年度の賃貸借期間が終了したときは、当該車両の引き取りを行うものとする。この場合において、貸渡人は、当該車両における補修箇所の有無を点検し、借受人に報告するものとする。
- ３）貸渡人は、上記に掲げる費用を、車両の引き渡し、引き取りの都度、別に借受人に請求することができるものとする。

４．その他

この仕様書に定めのない事項は、借受人と貸渡人が協議して定めることができるものとする。

(案)

物品の賃貸借に係る長期継続契約書

阿賀町長 神田 一秋（以下「借受人」という。）と、
_____（以下「貸渡人」という。）とは、
除雪機械（8 t級スノーローダ）（以下「物品」という。）の貸借に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（総則）

第1条 貸渡人は、貸渡人が所有する物品を借受人に有償で貸し渡すものとする。

（契約物件）

第2条 前条で定める物品は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間等）

第3条 本契約の期間は、契約日から物品の初回の納入があった月（以下「初回納入月」という。）の翌月の1日から起算して60箇月後の日までとする。ただし、物品の賃貸借期間は、初回納入月の翌月の1日から60箇月間とする（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）。
2 貸渡人は、物品を令和8年2月27日までに、借受人が指定する場所へ納入するものとする。
3 前項の規定によらず、貸渡人は、早期の物品の納入に努めるものとする。

（貸借料金等）

第4条 物品の貸借料金の総額は、金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
とし、各年度の内訳は次のとおりとする。

令和7年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
令和8年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
令和9年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
令和10年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
令和11年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
令和12年度	金 _____	円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）

2 前項の各年度の貸借料金は、別に定める支払い計画により支払うものとする。
3 借受人は、貸渡人から適法な請求書を受領したときは、速やかに貸借料金を貸渡人に支払うものとする。

（物品の検収）

第5条 借受人は、貸渡人が物品を納入したときは、直ちに物品を検収し、瑕疵がないことを確認するものとし、物品に瑕疵や不具合を発見した場合は、貸渡人の責任において速やかに物品を修理するか、代替の物品を提供するものとする。

（物品の保守管理）

第6条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって物品を保管し、物品の本来の用法、能力に従って使用するものとする。
2 借受人は、常に正常な状態にて物品を維持管理し、その管理費については特約のない限り借受人が負担するものとする。

（物件の損害補償）

第7条 借受人は、借受人の使用手法、取り扱いの不備により物品を損傷させた場合は、修理費及び修理期間に対応した賃貸借料金を保証金として貸渡人に支払うものとする。

- 2 物品が借受人の過失により、盗難又は滅失した場合は、借受人は、当該物品の同等品を貸渡人に返却するか、その物品の時価相当額を貸渡人に支払うものとする。

(契約の解除)

第8条 借受人及び貸渡人は、相手方の責めに帰すべき事由により、本契約を履行しなかったとき又は天災地変その他の借受人及び貸渡人の責めに帰することができない事由が発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 2 借受人は、契約期間中に借受人の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合又はその他やむを得ない事由があった場合は、この契約を解除することができるものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、借受人は、貸渡人に対して残貸借期間の貸借料相当額を上限とする損害賠償額を支払うものとする。

(禁止事項)

第9条 借受人は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 物品に装置、部品、付属品等を付備又は取り外すこと。
- (2) 貸渡人が認めた場合を除き、使用場所を変更すること。
- (3) 本契約に基づく権利を他に移転すること。
- (4) 本物件に関し、質権、抵当権その他一切の権利を設定すること。

(物件の返還)

第10条 借受人は、契約満了時又は契約期間中であっても第8条に規定する事項等により、この契約が解除となった場合に、貸渡人から物品の返還要求があったときは、直ちに貸渡人の指定する場所に物品を返還するものとする。

- 2 物品の返還は、原則として借受人及び貸渡人両者の立会で行うものとし、借受人が立ち会わないときは、借受人は、貸渡人の検収結果について異議を申し立てることができないものとする。

(遵守事項)

第11条 借受人及び貸渡人は、信義を重んじ、この契約を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、借受人及び貸渡人がこれを協議し決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、借受人及び貸渡人双方が記名押印して、各1通を保有する。

令和7年 月 日

借受人 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町長 神田 一秋

貸渡人

除雪機械（8 t 級スノーローダ） 支払計画表

年度 月	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	備 考
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							各年度 11/25 までに搬入
12月		使用月	使用月	使用月	使用月	使用月	
1月		使用月	使用月	使用月	使用月	使用月	
2月		使用月	使用月	使用月	使用月	使用月	初年度納期 R8.2.27
3月	使用月	使用月	使用月	使用月	使用月		
計							

- 借受人が賃貸借した車両を除排雪業務に使用する期間は、各年度の12月1日から3月31日（車両使用月）までとし、貸借料金は使用月毎に支払うものとする。
- 貸渡人は、車両使用月毎に当該月分の賃貸借料を借受人に請求するものとする。